

日進市自治基本条例の周知啓発について

1 自治基本条例の市民認知度、市民参加への満足度等

市民意識調査の結果によれば、平成19年10月の自治基本条例の施行から時を経るに従って条例の認知度は下がっていますが、市政への市民参加の満足度及び重要度はほぼ横ばいのままです。

市民の声の市政への反映については上昇しており、市政全般に対する満足度も上がっています。

今後も、市の最高規範、自治体運営の基本ルールである自治基本条例の理念に基づき市政の運営を行い、市民の満足度を高めていくよう努めていきます。

日進市市民意識調査結果（関係部分 抜粋）

（単位：％）

設問項目	H20年度	H23年度	H26年度
自治基本条例の認知度 （「知っている」と回答した割合）	21.3	10.1	6.4
市政への市民参加の満足度 （「満足」「まあ満足」と回答した割合）	13.6	11.1	12.8
市政への市民参加の重要度 （「重要」「まあ重要」と回答した割合）	40.9	41.3	39.1
市民の声の市政への反映 （「そう思う」「おおむねそう思う」と回答した割合）		11.9	13.2
市政全般に対する満足度 （「満足」「まあまあ満足」と回答した割合）	48.9	53.4	55.3

(参考) 他市における自治基本条例の認知度

(単位：%)

条例名(施行日)	回答及び割合			
安城市自治基本条例 (平成22年4月1日) 調査時期：平成26年6月	詳しく 知っている 0.6	知っている 3.32	ある程度 知っている 4.82	名前は聞いた ことがある 20.66
刈谷市自治基本条例 (平成23年4月1日) 調査時期：平成27年1月	詳しく 知っている 0.3	知っている 5.2	-	名前は聞いた ことがある 22.4
高浜市自治基本条例 (平成23年4月1日) 調査時期：平成27年4月	-	知っている 12.8	-	-
熊谷市自治基本条例 (平成19年10月1日) 調査時期：平成27年2月	-	知っている 15.8	-	-

2 自治基本条例の周知啓発(平成26年度・平成27年度)

(1) 平成26年度

講演会の実施

日時等 平成26年12月6日(土)

「市制20周年記念事業 につしん市民活動祭」内

内容 講演：「自治基本条例」と市民の「参加と協働」

講師：名城大学都市情報学部 昇秀樹 教授

広報につしんへの掲載

「市民主体の自治(まちづくり)を目指しています！」を掲載(5ページ参照)

掲載号 平成26年11月号

周知用チラシの配布

「知っていますか？日進市自治基本条例のコト。～まちづくりの主役はみなさんです～」を配布(7・8ページ参照)

配布日時等 平成27年1月24日(土)NHKハートフォーラム

” 1月29日(木)「BS日本のうた」公開録画

(2) 平成27年度

パネル展示

展示パネル「市民参加と活動推進で地域づくりを！」
を設置（写真右）

日時等 平成27年12月5日（土）

「にっしん市民活動祭」内

広報にっしんへの掲載

「日進市自治基本条例を知っていますか？」を掲載
（6ページ参照）

掲載号 平成27年10月号

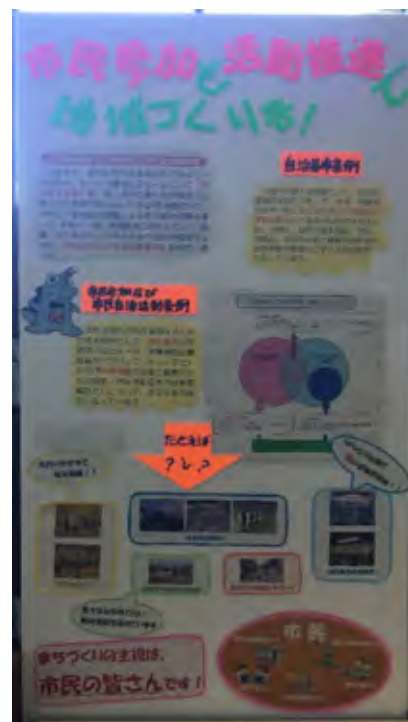
自治基本条例・シンボルマーク クリアファイルの配布

（写真下）

・市内小中学校の全児童生徒に配布

時期 平成27年12月

・平成27年12月5日（土） にっしん市民活動祭において配布



周知用チラシの配布

「日進市は「市民主体の自治」を推進しています。日進市自治基本条例」を配布（9・10ページ参照）

配布日時等 平成27年12月 市内小中学校の全児童生徒

” 12月5日（土） にっしん市民活動祭

平成28年1月10日（日） 平成28年日進市成人式

3 平成28年度の周知啓発（予定）

- (1) 自治基本条例周知ポスターの作成、掲示
- (2) くるりんばす車内へのチラシ掲示
- (3) 窓口用封筒への掲載
市民課、税務課、産業振興課及び保健センターで使用している窓口用封筒に自治基本条例の啓発文を掲載
- (4) 市ホームページの充実
自治基本条例の内容や解説を分かりやすく掲載
- (5) 若手職員に対する自治基本条例研修の実施
- (6) パネル展示
平成28年12月 にっしん市民活動祭において展示
- (7) 広報にっしんへの掲載
平成28年10月号に特集記事を掲載
- (8) 周知用チラシの配布
平成28年12月 にっしん市民活動祭
平成29年1月 平成29年日進市成人式
その他の祭りやイベント等でも自治基本条例の普及啓発を実施
- (9) 市民意識調査による認知度調査
2年に1度実施する市民意識調査のなかで、自治基本条例の認知度を把握
(これまで3年に1度実施)

4 自治基本条例施行10年に向けて

平成29年度は自治基本条例が施行されて10年を迎えます。様々な自治基本条例の普及啓発活動を行い、基本理念である「市民主体の自治の精神の共有」を進め、市民、市議会及び市の執行機関が一体となった市民主体の自治の実現を図っていきます。

ワイド情報6

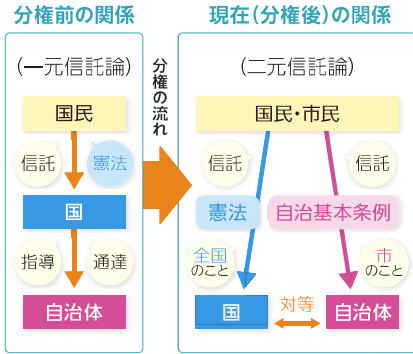
◎企画政策課
☎ 0561-73-3176
☎ 0561-73-8275
✉ seisaku@city.nisshin.lg.jp

市民主体の自治(まちづくり)を目指します!

自治基本条例は、自治体の憲法です

平成19年に自治基本条例をつくってから7年が経ちました。

自治基本条例とは、市民の皆さんが主役となって、自分たちの住むまちを自分たちで育てていくためのルールです。一般的に「自治体の憲法」とも言われています。



講演会 市民自治を学ぼう

- とき 12月6日(土)午前10時開演
 - ところ 市民会館大ホール
 - 内容 テーマ:「自治基本条例」と市民の「参加と協働」
 - 講師 名城大学都市情報学部 昇秀樹教授 (日進市自治推進委員会会長)
- ※詳細は本紙折り込みチラシをご覧ください。

にしん市民活動祭
の中で開催!!



キーワードは「参加」と「協働」
自治基本条例の柱は、市民の皆さんの自主的な市政への「参加」と「協働」による課題解決です。日進市では、平成24年に市民参加及び市民自治活動条例をつくり、参加と協働に関するルールも決めました。

1. はじめに

市民の皆さんが「住みやすい」「いつまでも住み続けたい」と思えるまちづくりを…
 そんな思いを実現するため本市では、市民主体の自治の推進を目指し、平成19年10月にまちづくりの基本ルールを定めた「日進市自治基本条例」を施行し今年で8年が経ちました。
 今回は市民の皆さんに改めて知っていただくために「日進市自治基本条例」を紹介します。

2. 制定までの経緯

日進市自治基本条例は自治体の憲法とも言われる**本市の最高規範**であり、市民、市議会、市の執行機関が一体となって本市のまちづくりを行うための基本的なルール(図1)を定めた条例です。

地方分権の推進や「自分たちのまちは自分たちの手で良くしていこう」とする地域の自主性の進展などから、市民参加と協働を柱とする「市民主体の自治の実現」を目的としています。

同条例の制定に向けて、平成15年から18年の4年間で90回以上の検討会を開催し、延べ1,000名以上の市民の皆さんが検討・審議を重ね、同条例は制定されました。

3. 日進市自治基本条例の枠組み



図1 市民、市議会、市の執行機関の関係

日進市自治基本条例の主な構成

●前文

自治の基本理念 自分たちのまちは自分たちの手で築いていこうとする「市民主体の自治」の精神

●第1章 総則(第1条～第3条)

- この条例は「市民主体の自治」の実現を図ることを目的としています。また、日進市の最高規範として位置づけられ、他の条例等については本条例の趣旨を尊重する必要があります。
- この条例で使われる用語のうち、意味を共有しておきたい基本的なものとして、「市民」、「協働」、「コミュニティ」、「市民自治活動」を定義しています。

●第3章 市民の権利(第5条～第10条)

- 市民には、自治の前提となる6つの権利があります。
- ①個人の尊厳(基本的人権の尊重)
 - ②平和の生存権(市民の生命、財産が守られる)
 - ③環境権(良好な環境の中で生きる権利)
 - ④知る権利(市政について知る権利)
 - ⑤個人情報の保護(個人情報の適切な保護)
 - ⑥権利の尊重(社会全体の利益を考慮する中で保障される権利の尊重)

●第5章 参加と協働(第15条～第17条)

- 市政に対する市民参加を保障します。
- まちづくりには、市民の自主的な公益的活動(市民自治活動)が重要であり、市はこの活動を支援していきます。
- 市民は市外の人と広く連携するよう努め、市は他の自治体と連携するよう努めます。

●第7章 住民投票(第26条)

住民、市議会又は市長から発議があった時には、住民投票を実施し、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

●第2章 自治の基本原則(第4条)

- 条例全体に通じる7つの基本的な考え方を掲げています。
- ①平等な社会
 - ②市民主体の自治の推進
 - ③自立した自治体
 - ④協働の原則
 - ⑤市民の信託による市政
 - ⑥男女共同参画の原則
 - ⑦情報共有の原則

●第4章 市民、市議会及び市長等の役割と責務(第11条～第14条)

- 市民、市議会及び市長・市職員が、それぞれ担う役割と責務を定めています。
- 市民** 良好な環境を次の世代に引き継ぐ責任、市政の運営の注視、行政サービス等の費用の応分の負担
- 市議会** 市民の意思を的確に反映した権能の発揮、市の執行機関の監視など
- 市長等** 公正、公平かつ誠実な市政運営、市長はリーダーシップの発揮、市職員は知識の習得及び能力の向上

●第6章 市政の組織及び運営(第18条～第25条)

- 市は市民本位で、総合的かつ計画的に、開かれた市政運営及び健全な財政運営を行います。
- 個人情報を取り扱う時や市民の利害に関わる処分などを行う際に、適切な手続を行います。

●第8章 条例の遵守等(第27条～第29条)

- 市民、市議会及び市の執行機関は、この条例を遵守しなければなりません。

4. 今後に向けて


この条例は、作って終わりではなく、守り育てていく条例と考えています。これからも「自治」とは何かを市民、市議会、市の執行機関が一体となって考え推進していくことで、さらなる「市民主体の自治」をめざしていくことが重要です。

日進市自治基本条例を知っていますか？

◎企画政策課

☎0561-73-3176
 ㊚seisaku@city.nissin.lg.jp

☎0561-73-8275



知っていますか？

日進市自治基本条例のコト。

～まちづくりの主役はみなさんです～

まずは、「市制施行20周年記念 日進市自治基本条例検定」にチャレンジ！
全問正解された方は、「市民自治力」七つ星 です。

Q 1 日進市自治基本条例が制定されたのは、いつ？
平成6年10月1日（日進市制施行と同じ日）
平成19年4月1日
これから制定する。

Q 2 日進市自治基本条例が制定された背景にあるのは、次のどちらの考え方？
地方分権 中央集権

Q 3 日進市自治基本条例でいう「市民」に含まれるのは、次のうちのどれ？
(複数回答)
市内に居住する者 市内で学ぶ者 市内で働く者
市内で事業を営むもの 市内で活動を行うもの

Q 4 日進市における自治の基本原則は、次のうちのどれ？ (複数回答)
平等な社会 市民主体の自治の推進 自立した自治体
協働の原則 市民の信託による市政
男女共同参画の原則 情報共有の原則



検定の答えはウラに

日進市自治基本条例は、このまちの最高規範

日進市自治基本条例は、このまちを、まちに関わる全員の手で育てていくための、もっとも基本的なルールです。自治体運営の全般にわたって、その基本となる理念や原則等が定められています。

市民、市議会、行政はそれぞれの役割と責務をもって、「市民主体の自治」を推進していきます。

市民主体の自治 = 「市民参加」+「協働」の二本柱

市民主体の自治は、市政に関わる政策等の立案などに市民が自主的にかかる「市民参加」と、NPO・住民自治組織による市民自治活動を通して、市等と一緒に課題解決に取り組んでいく「協働」の二本柱によって推進されます。

市民参加と協働、市民自治活動の関係を図にすると下のようなイメージになります。



(日進市市民参加及び市民自治活動条例パンフレットから抜粋)

「日進市自治基本条例検定」の答え Q1: Q2: Q3:すべて Q4:すべて

日進市 企画部 企画政策課

電話 0561-73-3176 F A X 0561-73-8275 Eメール seisaku@city.nisshin.lg.jp

日進市は「市民主体の自治」を推進しています。

日進市自治基本条例

市民主体の自治の推進をめざし、平成19年10月に、市民の皆さんが愛着と誇りをもって暮らせるまちづくりの基本ルールを定めた「日進市自治基本条例」を施行しました。



“日進市自治基本条例”ってなに？

本市の最高規範であり、市民、市議会、市の執行機関が一体となってまちづくりを行うための基本的なルールを定めた条例です。



“日進市自治基本条例”ができるまで

平成15年から4年間で延べ1,000名以上の市民の皆さんが検討・審議を重ね、同条例は制定されました。



キーワードは、
“市民参加”、“市民自治活動”、“協働”

市民参加

日進市の意思形成それぞれの過程において、市民が自主的にかかわることをいいます。

市民自治活動

市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。

協働

共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完、協力することにより、課題解決を図ることをいいます。

私たちの生活の中で、
“市民参加”
“市民自治活動”って
どんなことがあるだろう？



日進市のアンケートに答える。

日進市の計画に対して意見をいう。(パブリックコメント)

日進市の審議会に委員として参加する。

自治会活動に参加する。

ゴミ拾い活動に参加する。

NPO活動に参加する。

など

「市民参加」と「市民自治活動の支援及び協働」のために必要なルールは、「日進市市民参加及び市民自治活動条例」に定めています。

まちづくり

市内で活動を行う人

市内で事業を営む人



市議会

市内で学ぶ人

市民

市内で働く人

市の
執行機関

市議会議員



市内に居住する人



市長

市職員



平等な社会

市民主体の自治の推進

自立した自治体

協働の原則

市民の信託による市政

男女共同参画の原則

情報共有の原則



日進市は「市民主体の自治」を推進しています。

※条例の全文は、市ホームページでご覧いただけます。



日進市 企画部 企画政策課

電話 0561-73-3176 ファックス 0561-73-8275

ホームページ <http://www.city.nisshin.lg.jp/>